



# 熊本県公報

第 1 2 2 8 9 号  
平成 26 年 2 月 12 日(水)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定 ..... (障がい者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の更新 ..... ( " ) 1

### 公 告

- 都市計画法による開発行為工事完了公告 ..... (建築課) 2
- 都市計画法による開発行為工事完了公告 ..... ( " ) 2
- 道路の位置の指定 ..... ( " ) 2
- 平成 26 年度及び 27 年度治山・林道事業測量設計等業務委託に係る指名競争入札参加希望調査 ..... (技術管理課) 2
- 特定調達に係る落札業者の決定 ..... (文化企画課) 7
- 知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項 ..... (県政情報文書課) 7
- 都市計画法による開発行為工事完了公告 ..... (建築課) 8
- 都市計画法による開発行為工事完了公告 ..... ( " ) 8
- 都市計画法による開発行為工事完了公告 ..... ( " ) 9

### 登 載 依 頼

- 環境評価準備書作成及び説明会の開催 ..... (有限会社天草産業廃棄物処理工業) 9
- 熊本県環境影響評価審査会の開催 ..... (熊本県環境影響評価審査会) 10

## 告 示

### 熊本県告示第 101 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公示する。

平成 26 年 2 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
ハニー薬局 山鹿市熊入町 3 1 5 番地	平成 26 年 2 月 1 日
西本真生堂薬局御代志店 合志市御代志字高良木 4 6 8 番地 3	平成 26 年 2 月 1 日

### 熊本県告示第 102 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公示する。

平成 26 年 2 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
ウイング薬局 宇城市松橋町きらら一丁目 6 番 8 号	平成 26 年 2 月 1 日
はなぞの調剤薬局 八代市花園町 5 番地 8	平成 26 年 2 月 1 日

ステップ薬局広安店 上益城郡益城町惣領1429番6号	平成26年2月1日
-------------------------------	-----------

**公 告**

**熊本県公告第65号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年2月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字小池字木崎原2465番1  
407.70平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区小峯2-4-16 グリーンパーク小峯2 101  
岩野 義弘  
岩野 香澄

**熊本県公告第66号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年2月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字福原字天神免499番1、同499番3、同500番、同501番、同502番、同503番1、同504番、同505番、同506番、同507番、同508番、同509番、同510番1、同513番、同514番・515番合併、同516番、同517番、同518番、同519番並びに里道及び水路  
17,572.73平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区江津一丁目15番6号  
株式会社 横田産業

**熊本県公告第67号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成26年2月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 上益城郡御船町大字滝川1343番地の16
- 2 築造者の氏名 有限会社ウエダホーム
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字辺田見字井手下1190番3
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 67.82メートル
- 6 指定年月日 平成25年12月18日
- 7 指定番号 熊本県指令上益城景建第51号

**熊本県公告第68号**

平成26年度及び平成27年度において熊本県農林水産部森林局が発注する測量、設計等業務委託に係る指名競争入札に参加を希望する者について、次のとおり調査を行う。

平成26年2月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 対象者  
平成26年度及び平成27年度の熊本県競争入札参加資格を有する者（熊本県土木部監理課登録）又は同資格を有する見込みのある者であって、別表1又は別表2に定める技術者を有する者
- 2 提出書類及び部数

	提出書類等	提出部数
1	「治山」・「林道」事業関係業務委託に係る指名競争入札参加希望調査申請書（別記第1号様式）	1部

2	技術者経歴書（別記第2～4号様式）	1部
3	測量・設計等実績調書（別記第5号様式）	1部
4	資格の登録を証する書面の写し	1部
5	切手を貼付した返信用封筒	1部

- 3 提出方法  
持参又は郵送（簡易書留によること。）
- 4 提出期限  
平成26年3月11日（郵送の場合は、平成26年3月11日消印有効）
- 5 提出先  
（1）持参の場合 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館9階農林水産部農村振興局技術管理課  
（2）郵送の場合 〒862-8570（県庁専用郵便番号）  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 農林水産部農村振興局技術管理課
- 6 結果通知  
1の対象者に該当するか否かについては、平成26年3月31日までに文書で通知する予定
- 7 問合せ先  
熊本県農林水産部農村振興局技術管理課 電話096-333-2467
- 8 その他  
様式等については、県庁ホームページから入手できる。

別表1 技術者該当区分（治山事業関係）

（1）測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上あるもの
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が3年以上あるもの

（2）設計・解析等調査業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 設計・解析等調査業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算5年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの （1）林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が12年以上あるもの （2）RCCM（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が12年以上あるもの （3）学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上あるもの （4）短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上あるもの （5）学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のう

	<p>ち土木（土木、農業土木又は林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が 3 2 年以上あるもの</p>
主任技師	<p>設計・解析等調査業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算 2 年以上である者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの</li> <li>（2）R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの</li> <li>（3）大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 8 年以上あるもの</li> <li>（4）専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 3 年以上あるもの</li> <li>（5）高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 7 年以上あるもの</li> </ul>
<p>（3）現場技術業務委託</p>	
技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</li> <li>2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）建設業法に規定する 1 級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上あるもの</li> <li>（2）林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの</li> <li>（3）学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 3 年以上あるもの</li> <li>（4）短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 7 年以上あるもの</li> <li>（5）学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木（土木、農業土木又は林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 0 年以上あるもの</li> </ul> </li> </ul> <p>ただし、上記 2 の（1）～（5）において森林土木部門の職務に従事した期間中に治山部門に従事した期間が 4 年以上あるもの</p>
現場技術員 （技師 C）	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）2 級土木施工管理技士の資格を取得後、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの</li> <li>（2）大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上あるもの</li> </ul>

	(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの (4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 1 年以上あるもの ただし、上記の (1) ~ (4) において、森林土木部門の職務に従事した期間中に治山部門に従事した期間が 4 年以上あるもの
現場技術員 (技術員)	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 2 級土木施工管理技士の資格を取得したもの (2) 森林土木部門の職務に従事した期間が 3 年以上あるもの又は、これと同程度以上の知識及び技術を有するもの

別表 2 技術者該当区分 (林道事業関係)  
(1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法 (昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号) 第 4 9 条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 8 年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 3 年以上ある者

(2) 設計・解析等調査業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	1 技術士 (森林土木部門) の登録を受けた者 2 設計・解析等調査業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、林道に関する実務経験が通算 5 年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 林業技士 (森林土木部門) の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 1 2 年以上あるもの (2) R C C M (森林土木部門) の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 1 2 年以上あるもの (3) 学校教育法に基づく大学 (短期大学を除く。) 又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程 (土木、農業土木又は林業) を修めて卒業した者 (以下「大学卒」という。) であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 3 年以上あるもの (4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程 (土木、農業土木又は林業) を修めて卒業した者 (以下「専門学校卒」という。) であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 7 年以上あるもの (5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木 (土木、農業土木又は林業) の知識及び技術を有していると認められる者 (以下「高等学校卒」という。) であって、卒業 (上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。) 後森林土木部門の職務に従事した期間が 3 2 年以上あるもの
主任技師	設計・解析等調査業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、林道に関する実務経験が通算 2 年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 林業技士 (森林土木部門) の登録を受けた者で、森林土木部門

	<p>の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの</p> <p>(2) R C C M (森林土木部門) の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの</p> <p>(3) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 8 年以上あるもの</p> <p>(4) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 3 年以上あるもの</p> <p>(5) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 7 年以上あるもの</p>
--	--

(3) 現場技術業務委託

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者	<p>1 技術士 (森林土木部門) の登録を受けた者</p> <p>2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 建設業法に規定する 1 級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上あるもの</p> <p>(2) 林業技士 (森林土木部門) の登録を受けた者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの</p> <p>(3) 学校教育法に基づく大学 (短期大学を除く。) 又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程 (土木、農業土木又は林業) を修めて卒業した者 (以下「大学卒」という。) であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 3 年以上あるもの</p> <p>(4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程 (土木、農業土木又は林業) を修めて卒業した者 (以下「専門学校卒」という。) であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 7 年以上あるもの</p> <p>(5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木 (土木、農業土木又は林業) の知識及び技術を有していると認められる者 (以下「高等学校卒」という。) であって、卒業 (上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。) 後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 0 年以上あるもの</p>
現場技術員 (技師 C)	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 2 級土木施工管理技士の資格を取得後、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上あるもの</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 1 年以上あるもの</p>
現場技術員 (技術員)	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 2 級土木施工管理技士の資格を取得したもの</p> <p>(2) 森林土木部門の職務に従事した期間が 3 年以上あるもの又は、これと同程度以上の知識及び技術を有するもの</p>

熊本県公告第69号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年2月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
1階建プレハブ及び付帯施設の借入一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県企画振興部地域・文化振興局文化企画課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年9月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
大和リース株式会社熊本支店  
熊本市南区江越二丁目14番28号
- 5 落札金額  
月額1,890,000円（総額113,400,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告又行った日  
平成25年8月16日

熊本県公告第70号

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成26年2月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項  
知事が所管する県政情報の公表等に関する要項（平成13年熊本県公告第232号の2）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

別表(第2の1(2)関係)

部局名	計画等の名称	
知事公室	熊本県地域防災計画	
総務部	熊本県消防広域化推進計画	
企画振興部	熊本県過疎地域自立促進方針	
	熊本県過疎地域自立促進計画	
	国土利用計画（熊本県計画）－第四次－	
	熊本県土地利用基本計画	
	新熊本県土地対策要綱	
	第五次水保・芦北地域振興計画	
	宇土天草地域半島振興計画	
	熊本県山村振興基本方針	
	熊本県離島振興計画	
	ふるさと五木村づくり計画	
	熊本県文化振興基本方針	
	健康福祉部	第6次熊本県保健医療計画
		熊本県やさしいまちづくり推進計画
第2期熊本県地域福祉支援計画“くまもと夢支縁集”		
くまもとユニバーサルデザイン振興指針		
熊本県感染症予防計画		
熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画		
熊本県動物愛護管理推進計画		
熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画「長寿・安心・くまもとプラン」		
熊本県地域ケア体制整備構想		
熊本県次世代育成支援行動計画（後期計画）		
熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画		
第2期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画		
第4期熊本県障がい者計画「くまもと・夢・障がい者プラン」		
第3期熊本県障がい福祉計画		
第3次くまもと21ヘルスプラン（熊本県健康増進計画）		
くまもと食で育む命・絆・夢プラン（熊本県健康食生活・食育推進計画）		
環境生活部	熊本県環境基本指針	
	熊本県環境基本計画	
	地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画	

	有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画
	熊本地域地下水総合保全管理計画
	熊本地域地下水総合保全管理計画に基づく第 1 期行動計画
	熊本県水道整備基本構想
	熊本県野生動植物の多様性保全基本方針
	第 1 1 次鳥獣保護事業計画
	生物多様性くまもと戦略
	熊本県一般廃棄物処理広域化計画
	熊本県廃棄物処理計画
	熊本県産業廃棄物公共関与基本計画
	くまもと食の安全安心のための基本方針
	第 3 次熊本県食の安全安心推進計画
	第 9 次熊本県交通安全計画
	熊本県消費者施策の推進に関する基本計画
	第 3 次熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと 2 1」
	熊本県パートナーシップ指針
	熊本県人権教育・啓発基本計画
商工観光労働部	熊本県労働・人材育成計画「人と仕事いきいきプラン」
	熊本県総合エネルギー計画
	熊本県産業振興ビジョン 2 0 1 1
	ようこそくまもと観光立県推進計画（平成 2 4 ～ 2 7 年度）
	くまもと国際化総合指針～世界の活力を熊本へ・熊本の活力を世界へ～
農林水産部	熊本県食料・農業・農村計画
	熊本県水産業振興基本構想
	熊本県森林・林業・木材産業基本計画
	熊本県農業振興地域整備基本方針
	熊本県農村地域工業等導入基本計画
	地域森林計画
土木部	新熊本県建設産業振興プラン
	熊本CALS/EC（公共事業支援統合情報システム）基本構想
	熊本県広域道路整備基本計画
	熊本県の道路整備に関する中長期計画
	熊本県景観づくり基本計画
	熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針
	くまもと生活排水処理構想 2 0 1 1
	熊本港港湾計画
	三角港港湾計画
	八代港港湾計画
	熊本県の港湾ビジョン
	熊本県建築物耐震改修促進計画
	熊本県住宅マスタープラン
	熊本県高齢者居住安定確保計画～くまもと・長寿・あんしん・住まいプラン～
備考	この別表は、県政情報文書課長が各部局等から計画等の状況報告を受けたうえで、年 1 回改正するものとする。

熊本県公告第 7 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。  
平成 2 6 年 2 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
宇土市栄町字惣御免 2 3 5 番及び同 2 5 0 番 3  
3, 3 6 2. 1 0 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
宇土市三捨町 2 1 0 番地 2  
株式会社 中村不動産開発

熊本県公告第 7 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。  
平成 2 6 年 2 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字群前 2 4 0 0 番 1 2 0  
3 9 4. 4 5 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市幾久富 1 8 6 6 番地 1 2 6 8 菊池サンビレッジ A 棟 6 号  
村上 嘉浩



熊本県公告第73号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の同意に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成26年2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 菊池市旭志川辺字一東沖950番、同951番1、同951番2、同951番3、同952番1、同952番3、同953番、同954番、同955番、同956番、同957番、同958番、同959番、同960番、同961番、同962番、同963番、同964番、同965番、同966番1、同966番2、同968番、同969番、同971番、同973番2、同字二東沖987番2、同988番、同989番、同990番、同991番3、同999番1、同999番2、同999番3、同999番5、同999番7、同999番8、同1000番、同1001番、同1002番、同1005番、同1006番、同1007番、同1008番、同1009番、同1010番、同1011番、同1015番、同1016番、同1017番、同1018番、同1019番、同1021番、同1022番、同1023番、同1024番、同1026番、同1027番1、同1028番、同1040番1、同1040番2、同1040番3、同1040番5、同1041番、同1042番1、同1043番、同1044番、同1046番、同1047番、同1048番、同1049番、同1050番、同1051番、同1052番1、同1052番2、同1053番、同1055番2、同1056番、同1057番、同1058番、同1058番2、同字三東沖1064番、同1065番、同1066番3、同字六西沖1423番、同1427番、同1428番、同1429番2、同1430番、同1431番、同1435番、同1436番、同1438番、同1439番、同1440番1、同1440番2並びに里道の一部及び水路の一部  
 229、844.78平方メートル
- 2 開発同意を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 熊本県

登載依頼

公告

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第13条第1項の規定に基づき、産業廃棄物安定型最終処分場の拡張事業に関する環境影響評価準備書を作成したのに、同条例第15条の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供するとともに、同条例第16条第1項の規定に基づき当該準備書についての説明会を開催するので、同条例第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成26年2月12日

有限会社天草産業廃棄物処理工業 代表取締役 吉田 康一

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 (1) 名称 有限会社天草産業廃棄物処理工業  
 (2) 代表者の氏名 代表取締役 吉田 康一  
 (3) 主たる事務所の所在地 熊本県天草市栢宇土町7番地1
- 2 対象事業の名称、種類及び規模  
 (1) 名称 産業廃棄物安定型最終処分場の拡張事業  
 (2) 種類 産業廃棄物安定型最終処分場の拡張  
 (3) 規模 拡張面積6,624平方メートル
- 3 対象事業実施区域の位置  
 熊本県天草市栢宇土町字鶴道1-1ほか
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域  
 熊本県天草市栢宇土町の一部及びその周辺（対象事業実施区域周辺）
- 5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間  
 (1) 場所  
 ア 有限会社天草産業廃棄物処理工業（熊本県天草市栢宇土町7番地1）  
 イ 天草市役所（2階 市民環境課）  
 ウ 天草保健所（衛生環境課）  
 エ 熊本県庁（行政棟新館1階情報プラザ）  
 オ 栢宇土地地区コミュニティセンター（天草市天草市栢宇土町1711）  
 カ 長野自治公民館（天草市栢宇土町325の3）  
 (2) 期間 平成26年2月12日（水）から平成26年3月11日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。ただし、有限会社天草産業廃棄物処理工業は、土曜日でも可。）  
 (3) 時間 午前8時30分から午後5時まで
- 6 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項  
 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、書面で次により事業者へ提出することができる。  
 (1) 提出期限 平成26年3月25日（火）必着

- (2) 提出先 〒863-0045 熊本県天草市栢宇土町7番地1  
有限会社天草産業廃棄物処理工業
- (3) 意見書の提出に必要な事項  
意見書には次に掲げる事項を記載すること。  
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその  
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
イ 意見書の提出の対象である準備書の名称  
ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載  
すること。）
- 7 説明会の開催を予定する日時及び場所  
(1) 日時 平成26年3月1日（土）午後7時から午後8時まで  
(2) 場所 長野自治公民館（天草市栢宇土町325の3）  
(3) 備考 説明会は、どなたでもご自由に参加いただけます。  
参加費・入場費等は徴収致しません。
- 8 問い合わせ先  
熊本県天草市栢宇土町7番地1  
有限会社天草産業廃棄物処理工業  
電話 0969-23-1838

**熊本県環境影響評価審査会公告第3号**

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。  
平成26年2月12日

熊本県環境影響評価審査会会長 逸 見 泰 久

- 1 開催日時  
平成26年2月20日（木）午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所  
熊本県天草市今釜新町3530  
熊本県天草広域本部天草地域振興局1階第1小会議室
- 3 審議内容  
「（有）天草産業廃棄物処理工業産業廃棄物安定型最終処分場の拡張事業」環境影響  
評価準備書について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審  
議開始予定時刻の30分前までに集合すること。  
(2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがあ  
る。  
(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議  
の会場に入ることができる。
- 6 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境影響評価審査会事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班）  
電話096-333-2268